

令和6年度違反建築防止週間が始まります！ ～違反の未然防止を目的として、工事中・工場の現場を巡回します～

国土交通省及び自治体が連携して実施する「違反建築防止週間(10月15日(火)から21日(月)まで)」に合わせ、全国一斉にパトロールが行われます。

横浜市では、建築違反の未然防止を目的として、工事中及び工場の現場を巡回します。

1 対象建築物

- ①工事種別が「増築」であり、令和5年4月1日以降に確認済証の交付を受けた建築物のうち、特定工程工事終了予定日等が令和6年10月22日(火)から12月31日(火)までの工事中の現場(対象件数は50件程度)
- ②防火指定がある地域の一定規模以上等の条件を満たす工場(対象件数は10件程度)

2 パトロール内容

- ①工事中の現場については中間検査及び完了検査※の受検を確実に行うよう、働きかけます。
また、工事内容が適切であるか確認します。
- ②工場については増築等の際に、建築確認申請を行うよう啓発を行います。

3 パトロール実施期間

令和6年10月15日(火)から10月21日(月)まで
※実施期間は前後する可能性があります。

4 パトロール担当課

建築局違反对策課、情報相談課、建築指導課

5 パトロール実施結果

パトロール実施期間終了後に横浜市建築局違反对策課 Web ページにて公表予定です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kenchiku/sodan/ihan/ihantaisakurenkei.html>

※中間検査及び完了検査

建築工事の特定工程時(建築基準法第7条の3(中間検査))・完了時(建築基準法第7条(完了検査))に適法に建築されているかを確認するための検査。
検査に合格した場合、中間検査合格証・検査済証(完了検査)が交付される。

違反建築防止週間ポスター



お問合せ先

建築局違反对策課長 花房 慎二郎 Tel 045-671-3855



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

